

板橋区建設工事等にかかる競争入札参加資格における
区内事業者認定基準運用方針

(平成 20 年 6 月 16 日総務部長決定)

(目的)

第 1 条 この運用方針は、板橋区（以下「区」という。）が実施する建設工事等にかかる競争入札の実施に際し、板橋区建設工事等にかかる競争入札参加資格における区内事業者認定基準（平成 19 年 10 月 31 日総務部長決定）（以下「基準」という。）に基づき、区内事業者として認定するうえで必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 基準第 2 条の規定による本店とは、登記上の本店所在地（個人事業者の場合、住所地）（以下「所在地」という。）をいう。

2 所在地と営業を行なう場所が異なる場合は次により取り扱う。

(1) 板橋区外に所在地があり、営業を行なう場所が板橋区内にある場合

板橋区内に本店（法令等により許可又は届出等（以下「許可等」という。）が必要な業種については、許可等の本店）を置き、営業の本拠地を有するものについては、板橋区内に本店を有するものとする。

(2) 板橋区内に所在地があり、営業を行なう場所が板橋区外にある場合。

板橋区外に本店（法令等により許可又は届出等（以下「許可等」という。）が必要な業種については、許可等の本店）を置き、所在地である板橋区内の事業所において事業の実態が把握できないものについては、板橋区内に本店を有しないものとする。ただし、資格者名簿において、板橋区内に代理人を設置し、かつ、支店、支社等の営業所（許可等が必要な業種については、許可等の本店以外の営業所）（以下「営業所等」という。）を置き、営業している者については、基準第 2 条第 2 項第 2 号の規定に定める支店事業者とする。

(認定要件)

第 3 条 基準第 3 条第 1 項第 1 号に規定する書類（以下「届出書等」という。）に基づく認定要件に疑義が生じた場合、区は、以下の(1)から(6)の全て要件について確認を行うものとする。この場合において、支店事業者は区の指定する期日までに届出書等を提出しなければならない。また、提出後に届出内容に変更があった場合は、その事由が生じた日から 2 週間以内に改めて届出書等を提出しなければならない。

(1) 営業所等の建物外部又は入口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所として形態を整えていること。他社と同居的な間仕切りのみの形態は、要件に該当しないものとする。また、営業所等と住宅を併用している場合は、営業所等の実態を調査のうえ総合的に判断する。

(2) 営業所等に営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐

していること。人的配置がなく、かつ、配置人員が他の事務所等と兼務となっていて、不在の状態が頻繁である場合は、要件に該当しないものとする。

- (3) 営業所等に登録業種に係る専任の技術者を常駐で配置していること。専任の技術者とは、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、常時勤務していることが必要であり、営業所ごとに専任で置くこととされている。

(建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号）

- (4) 営業所等に常時連絡がとれる体制となっていること。不在転送電話、単に取り次ぎ、単なる連絡員のみを配置している場合は、要件に該当しないものとする。

- (5) 営業所等に、電子調達システムの利用に必要な電子計算機器のほか、事務等を執り行える什器、備品、複写機、通信機器等が具備されていること。

- (6) 営業所等の公共料金（電気、ガス、水道、電話等）のその供給者への直近の支払いが、本店または板橋区内の営業所名の標記で支払いがされていること。また、営業所等と住宅を併用している場合は、営業所等の実態を調査のうえ総合的に判断する。

- 2 基準第 3 条第 1 項第 2 号に規定する納付すべき法人住民税に板橋区における営業所にかかる法人住民税を含んで納付したことを明らかにできる書類とは、板橋区における営業所にかかる法人住民税を含む領収書又は納税証明書によるものとする。

- 3 板橋区における営業所にかかる法人住民税の納税地が板橋区にない場合は、前項に規定する書類のほか、均等割額の計算に関する明細書（第 6 号様式別表 4 の 3）の写しを提出しなければならない。

- 4 基準第 3 条第 1 項第 3 号に規定する板橋区に特別区民税を納付したことを明らかにできる書類とは、板橋区が賦課した特別区民税・都民税の領収書又は当該特別区民税・都民税の納税証明書によるものとする。

- 5 基準第 3 条第 1 項第 4 号に規定する板橋区内において、支店、支社等の営業所を置き営業を開始したことを明らかにできる書類とは、次の各号による。

- (1) 東京都内に事業所を有しないものが新たに板橋区内に支店、支社等の営業所を設置する場合。

法人設置・設立届出書（東京都都税条例施行規則第 32 号様式（乙）その 1）又は当該事業者の法人住民税納税地又は板橋区を所管する東京都税事務所が発行する事業開始等申告書提出済証明書

- (2) 東京都内に事業所を有するものが新たに板橋区内に支店、支社等の営業所を設置する場合。

異動届出書（東京都都税条例施行規則第 32 号様式（乙）その 2）又は当該事業者の法人住民税納税地又は板橋区を所管する東京都税事務所が発行する事業開始等申告書提出済証明書

（実態調査）

- 第 4 条 基準第 4 条に規定する実態調査は、複数名で行うこととし、次に掲げる事項に留意

し厳正な態度で臨むものとする。また、実態調査時は、営業所等の関係者であることの確認を行い、了解を得てから調査を開始する。

- (1) 調査項目は届出書等に記載された項目とし、該当項目に係る実態を確認すること。
- (2) 届出書等の内容を客観的に確認するための調査であることを相手方へ説明すること。
- (3) 調査の結果判断については、現場では言及しないこと。
- (4) 調査の際、今後の指名、発注を予告するようなことはしないこと。
- (5) 専任技術者の常駐について、必ず氏名等を確認すること。

2 実態調査時の写真撮影は、人物が写らないように撮影すること。

3 区は、実態調査を実施した場合は、その調査記録を作成し、保管するものとする。

(改善指導)

第5条 基準第5条第1項に規定する改善指導は、別記様式1により行う。

2 基準第5条第3項に規定する通知は、別記様式2により行う。

(その他)

第6条 この運用方針に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

付 則

1 この運用方針は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

1 この運用方針は、平成21年12月1日から施行する。

2 この運用方針は、施行日以降に登録申請したものに適用する。

付 則

1 この運用方針は、令和3年4月1日から施行する。

2 この運用方針は、施行日以降に登録申請したものに適用する。

付 則

1 この運用方針は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式1（第5条第1項関係）

年 月 日

営業所等名称

代理人氏名

東京都板橋区長

改善指導通知書

貴社については、板橋区建設工事等にかかる競争入札参加資格における区内事業者認定基準（以下「基準」という。）により区内事業者として認定していますが、基準第4条に基づき調査をおこなった結果、区内事業者として疑義が生じたため、以下のとおり改善指導を行います。

記

1 改善事項

2 確認書類（提出書類）

3 提出場所および期日

4 改善するまでの貴社の取扱い

基準第5条第2項により、認定要件が確認されるまでの間は、区内事業者として取扱わないこととします。

別記様式2（第5条第2項関係）

年 月 日

営業所等名称

代理人氏名

東京都板橋区長

区内事業者認定取消通知

貴社については、板橋区建設工事等にかかる競争入札参加資格における区内事業者認定基準（以下「基準」という。）第5条第1項に基づき改善指導を行いましたが、改善がなされなかったため、基準第5条第3項に基づき区内事業者認定を取消します。

記

1 取消理由

2 区内事業者としての認定申請が認められない期間

本通知の発行日から3か月間（ 年 月 日まで）

※再度区内事業者として認定されるためには、上記期間経過後、改めて基準で定める書類を区に提出する必要があります。